

(第十五部)

第一回参議院通信委員會會議錄第六号

(五三九)

付託事件

○電話増設に関する陳情(第百九十七号)
○教育振興特別郵便切手発行に関する請願(第百四十号)
○特定郵便局廃止に関する陳情(第三百七十五号)
○大分県、千葉及び大原間直通電話線架設に関する陳情(第四百七十六号)
○北海道富良野郵便局を普通局に昇格することに關する請願(第三百八十八号)

○郵便法案(内閣送付)
○会津高田駅前郵便局を設置することに關する請願(第四百二十八号)
○栃木縣佐野郵便局の電話局舎新築並びに交換方式改善等に関する請願(第四百六十六号)
○郵便貯金法案(内閣提出)
○岡山縣勝田郡豊田村に豊澤郵便局を設置することに關する請願(第四百八十四号)

昭和二十二年十一月二十四日(月曜日)午後一時二十五分開会
○郵便貯金法案
○委員(深水六郎君) それでは只今から通信委員會を開会いたします。前回に引続きまして、政府当局から法案の説明を伺いそれから質疑に入りたいと思ひます。
○政府委員(村上好君) 前回に引続きまして、貯金法の御説明をいたしたいと思ひます。

第十五部 通信委員會會議錄第六号 昭和二十二年十一月二十四日【参議院】

第十二條の最後の定額郵便貯金の條項から御説明することに相成つております。『定額郵便貯金』については、増金をくじびきにより附ける取扱をすることが出来る。増金を附ける取扱をする定額郵便貯金(以下増付金附定額郵便貯金という)には、その増付金期間中に利子を附けず、郵便貯金切手には、増付金をくじびきにより附ける。これは、この定額郵便貯金に増付金を附けるという制度は、全く新しい制度でございます。従来政府の事業におきましては、國民の射幸心を狙つて貯蓄奨励をするという、こういう思想が政府事業としては、全面的には取入れられていなかったものであります。それで最近この現下の經濟事情に照しまして、大量の貯蓄奨励をするためには、こういう制度を設けてやるということが適當である、必ずしも不當ではないという建前を採りまして、こういう新制度を作ることになったのであります。これは御承知の通り、民間では福德定期預金その他それに類するものは、富くじ三角くじ等非常に沢山あるものであります。政府におきましては、大体これに似た制度を採用することに相成りました。それでここに挙げられてありますものは、一般的に政府は定額郵便貯金については増付金を附けることができるという抽象的な規定をここに設けさせてもらふことにしております。具体的にはその時々によつて條件等を異にして行くつもりであります。それで今回我々の企図しておりますこの実行計画を概略申し上げますと、本年度は十二月と二月の二回、これを発行いたしました。二十五億乃至三十億の浮動資金を吸収する計画でございます。郵便貯金のインフレ防遏に対する責任は相當重いのでありまして、我々も十分それを自覚いたしております。その意味におきまして年度内にこれを是非実現いたしたいと考えておるのであります。その今回の計画は、預入金に差引き一口五百円、それから据置期間は一ヶ月、その期間の拂戻は認めません。それから利子は、据置期間一年間は無利子とする。据置期間経過後は利率によつて利子を附ける。それからくじ引は一回限りとして、一万本を一組とする。増付金は据置期間中の利子に相當する額を割当てて空くじなしとし且つ大部分物品で交付する。それからその物品商品の種類を申し上げますと、一等はラジオ受信機、自轉車、二等は銘仙、三等はサツカリ、四等という計画で進んでおります。これらの物資を商工省當局と協議いたしまして、交渉いたしまして、これだけは確保いたしております。それで、これは実は政府側といたしまして、希望であり且つお願いなのであります。この貯金法案は十二月一日から実施いたしたいという考えを持つておるのであります。最早余計なところ余計もない十二月一日という施行期日は、誠に切迫した無理な期日に相成つておるというようにも見られるのですが、かような切迫いたしました事情はいろいろあります。

すが、いづれな事情で今日まで審議の時期に到達しなかつたのであります。実はこれを発行いたしますのは、非常に長い準備期間が要りますし、又その融資を吸収しますのは、年末とそれから年明けと二回やうなものであります。年末が我々の狙ひの時期であるのでございます。年末にやうなうという計画は年度初頭から持つていたものでございますが、遂に今日までの法案の提出が延びたわけであります。準備はかような次第ですつと前からいたしておるものであります。十二月一日に施行いたされれば、我々の準備は直ちにスタートができるように相成つております。尙現業第一戰の実務者とかねがね連繫を取つておりました、実務者の意見では、各地方を綜合いたしますと、この増付金附きの貯金は、予定は大抵大丈夫であるということをおしえております。私共この法案通過と共に非常な期待を掛けておる次第でございます。かような次第でございます。本當に無理な施行期日をお願いいたしておるのであります。実は若しこの貯金法の全面改正が間に合はなかつたならば、單行法として提案する予定でございます。したが、いづれな關係で全面改正も間に合はらうとあり、結局どういふ状態に相成つたのであります。どうぞ以上の事情を御理解下さいまして、よろしく本法案の御審議をお願いいたしたいと存するものであります。

この十二條の最後の項の『郵便貯金切手には、増付金をくじびきにより附ける。』これは昔の彈丸切手と言われたものでございます。將來そういう名称は絶対に避けたいが、あの制度は残して置くつもりでございます。これはその額が割合に少いので、大量の融資の吸収には、必ずしもこれだけでは期待できないような關係にありますが、制度は残して置きますが、全体の關係はそういうことになつております。

その次に第十三條の利子の計算、利子の計算は大体現行法令と内容は同じであります。但し定額貯金は、従前三ヶ月ごとに利子を附けていたのでありましたが、これを毎月附けるという一般原則に合せせしめます。それからもう一つは、現行法令によりますと、その月の終りに貯金をして翌月の月始めに貯金を下すという方法で、利子稼ぎをする者を、防遏する規定を設けていたものであります。新法案におきましては、そういう細かい事は避けて、全体を一般原則として預入の月は拂うが、拂戻の月は拂わないという建前にいたしました。

次に第十四條、これはその内容は現行法令と少しも変わりません。第十五條、十六條、十七條、これも、現行法令と内容は少しも変わりません。

その次十八條であります。通帳、貯金証書及び証券保管証の再交付、これも内容は現行法令と殆んど変わりませんが、ただ一つ再交付をする場合には料金を五十銭とあつたものを、これ

を一元に高めたという点が違うだけでございます。

それから十九條、二十條、これは現行法令と内容は少しも変わりございません。

第二十一條、確認であります。これは多少違つております。現行法令におきましては、通帳の検閲若しくは現在高証明という方法を取つて、確認の方法を取つておるのでございますが、これをこの字句を確認ということにしただけでございまして、その効力等現行法令と変わるところはないのであります。

第二十二條、通帳等の提出、これは從來の用語では通帳の検閲のために提出させるということにいたしておりましたが、今回は提出という用語に従つたのであります。内容は変わるところございません。

第二十三條、印章、これも現行法令と内容は変わりません。

第二十四條、譲渡の制限、これは多少変わつております。変わつておる点は、現行法令におきましては貯金通帳の譲渡の可能な場合を三つ挙げてございまして、一つは「公共團體、社寺、学校又は営利を目的とする法人若しくは團體」、二つは「親族ニ譲渡ス場合」、三つは「遺言ニ依り譲渡ス場合」、この三つの場合に限つて貯金を譲渡することができるといふ建前になつておりましたが、新法におきましては、第一番目ノ公共團體、社寺、学校又ハ営利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ニ譲渡ス場合、これを削除いたしました。由來郵便貯金の譲渡につきましては、成るべく譲渡をさせない方がよろしいといふ建前を取つて來ておるのであります。

あります。その理由は、譲渡を余り許すと権利関係が複雑になる、賣買、質入れ、担保等による不正行為等がございまして、これの取締も非常に大変なときにおいては困難である。又成るべく國民貯蓄を奨励させるために通帳は持たして置きたいという理由からして、譲渡に対しては消極的な建前を取つておるのであります。それで親族に譲渡する場合と遺言によつて譲り渡す場合は、民法上のいわゆる贈與に相成ります關係上、これらの場合は残して置かしまして、一般の公共團體その他に譲渡する場合は、現金を貯金から引出して現金を提供すればよろしいので、そういう方法に譲つて貰うことにいたしました。

それから第二十五條、第二十六條、二七條とも現行法令と内容は変わるところございません。

第二十七條、免責、これは新しく設けた條項でございまして、二七條は「通信官署は、左の場合において郵便貯金の拂もどし金の拂渡を延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。一、拂渡すべき郵便局において現金に余裕のないとき。二、預金者の提出すべき書類が不完全なとき。三、不可抗力に因り拂渡すことができないとき。」この三つの場合に限つて免責とするといふことにいたしました。思うのであります。それで二七條を起しました理由は、新憲法十七條によりまして、公務員の不行為に對しては國家はこれを賠償しなればいけないといふことに相成つております。貯金法のごとき、一般の公衆との關係における私法行為、これらに對しましては原則として損害賠償をすべきものであ

るといふ建前を取つたのであります。それで一、二、三、其民法の一般法に對する例外規定といふことに相成るのであります。一は「拂渡すべき郵便局において現金に余裕のないとき。二、預金者は一種の消費貸借の契約でございまして、金を預つて置いて期日が來て返す場合に、現金に余裕がないから待つて呉れといふことは、これはやはり對抗條件にはならないので、それに対して損害賠償をしなければならぬといふのが、現行の民法の規定であります。が、郵便局におきましては、これを嚴格にやられますと、地方の特定局のごときは、なか／＼すべての場合に支拂に完全なような資金を常に準備しておりません。時々資金の不足が起きます。無いときは親局若しくは銀行から直ちに持つて來てこれに充當するといふ建前を取つておるから、さして不自由は掛けないと思ふのであります。が、これによつて生じた損害は免責とする。二の「預金者の提出すべき書類が不完全なとき。三、これは預金者の受領証等に捺す判が通帳の判と不一致のような場合を考慮してあります。これは債權者の責に帰すべき事由によつて生じた事態でありますから、これは免責とする。三の「不可抗力に因り拂渡すことができないとき。これは金銭債務の場合には不可抗力を以て對抗することはできないといふことに相成つております。郵便貯金におきましては、この場合は免責にして貰うといふ理由を以ちましてここに掲げたのであります。これが二七條の新らしく設けました規定でございまして、

第二十八條、料金の還付、これは現行法令と大体同じであります。が、郵便貯金に關する既納の料金は、過納又は誤納のものはその納付したときから、現行法令では九十日を経過したときは請求することができないこととなつておりますが、これを一般私法に準じまして一年としたのであります。

次の第二十九條は現行法令と内容は変わりません。それから三十條も現行法令と内容は変わるところはございません。三十條について一言附加して御説明を申し上げたいと思ひますのは、利用の制限及び業務の停止の規定であります。「通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、貯金原簿所管廳、証券原簿所管廳又は郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができ、これと同じものが現行法令にございまして、それで現在戦災の後を受けまして、貯金の利子記入とか郵便貯金の通常拂ひとか、その他いろいろの事務が一時停止されておるのがございまして、これは貯金局その他の非常な重大な戦災が復旧いたしました間は、どうしても再開すると一般事務の重要なものに支障を與える危険がございまして、この復旧がもう少し進捗するまでは、或る種のものはやはり制限をさせて置いて頂かなければならぬといふ事情にあるのであります。それでこの新法が通過いたしました。新法にありますが制度の全部が直ちに活動を開始するといふわけには参らないと存じます。といひますのは、戦災の復旧が完全にまだ参つておりません。現在通り新法ができまして

も、或る種のものは制限停止を余儀なくされると存じます。この点予め御了承をお願いいたします。その次、三十一條であります。非常取扱、これも現行法令と内容は変わるところございません。

次に第三章、通常郵便貯金、第三十二條は預入金額の最低制限、これは金額の最低制限、從來は一元の五円に高めたのでございまして、現在の貨幣價值からいいますと十円ぐらゐにしたいではないかといふ見方も相当ございまして、学童貯金等の關係もありますので、余り最低額を高めるのもいかがかと存じまして一元を五円ということにいたしました。

第三十三條、預入の証明、これも現行法令と内容同じでございまして、第三十四條、有價証券の預入、これは多少現行法令と変わつております。「左に掲げる有價証券は、省令の定めるところにより、その券面金額でこれを通常貯金に預入することができ、一、無記名の地方債券証及びその利札で支拂期の開始したもので、これは支拂期が開始しておりますので、これを額面にて貯金に受入れる。その次には持參人拂の小切手、持參人拂の小切手で以て直ちに郵便貯金に受入れることができる。この二つの場合に限定したのであります。前には郵便切手それから郵便貯金切手といふものもこれを預入することができるといふことにいたしました。郵便切手は削除いたしました。それから郵便貯金切手は特別措置貯金の場合には、郵便貯金切手を以て預入することができるといふことが別のところにございまして、それは残つておるわけでありまして、それ

とか別のところにごさいますか。それは残つておるわけでありませう。それ

次に第四章、特別郵便貯金、第一節

昭和二十二年十一月二十四日【奏議】

す。これは現行法令と少し變つており

盛られております制度又は金額であり

ごさいませんか。

○堀越優郎君 直接この案の條文のことでありませんが、我々に示して頂いた「郵便貯金法案参考資料」の数字は確実な基礎に基いてお出しになった数字でございましょうか。

○政府委員(村上好君) さうでござい

○堀越優郎君 全部信頼していいわけですね。

○政府委員(村上好君) よろしくござ

○堀越優郎君 第七表の「國民所得調」というところで、昭和二十二年の國民所得額五千五百三十二億となつておりますが、何かこれに信頼する数字の根拠があるのをごさいますか、その根拠をお示し頂きたいと思ひます。

○政府委員(村上好君) お答えいたします。二十二年の数字は年度初頭に政府で発表した予想の数字であります。

○堀越優郎君 これは私非常に重要な問題だと思ひます。今度の追加が予算の説明に當りまして、大蔵大臣は國民所得を九千億と発表しておられます。それは國民の租税能力が九千億とすれば、僅か二三%だから滞納なしにこれは十分納税できるという予想の下に健全財政を圖つておられる。同じ政府が出される調査に、逓信省関係では五千億と見て、大蔵省では九千億と見る、この違いはどこにあるのであります

○政府委員(村上好君) 實は大蔵大臣の九千億の数字はまだ正確な認識を持つていないのでありますが、この数字は年度初頭に政府で発表いたしましたもので、その後大蔵省の数字とその後の情勢によつて變化したのではない

かという氣がいたすのであります。この点別に大蔵當局とも折衝いたしまして数字を確かめることにいたしました。

○堀越優郎君 次の機会にはつきりしたことをお知らせ願ひます。

○千葉信君 十六條、十七條、に關聯する事項ですが、これは實際にはなかく行われていないじやないか。このことは事務能率にも大きな影響を持つておること、大抵の國民は、私共の關知するところでは、相當の貯金通帳を所持しておるのが現状を思われま

すが、この点について積極的にこの法令に従つてやつて行くという方針を持つておられるかどうか、現在のよう

に自然發生で招來されておるような状態が放任されるようなことになりはしないか。この点について政府はどういうお考えでありますか。

○政府委員(村上好君) お答えいたします。前回の委員会においてもお答えいたしましたのでありますが、政府といたしましては、この貯金通帳を成るべく数を縮小して、少くともこの法律に合致するような方向に進めて行きたいと、かように考えておるのであります。それで現在では、この戰爭中に非常

に貯蓄奨励を強化いたしました結果、隣組、町会その他いろいろな種類のところで新しい通帳が出て非常な大量になつております。これらのものは逐次整理して本來の姿、自然の姿に持つて行きたいと考えております。今迄の通帳整理を整理する、復旧することだけでも非常に忙殺されておりますので、この新しい行き方では、

新しい方法、整理等をやりますと事務が混亂いたしますので、一應現在の

整理ができましたならば、先程申し上げたような通帳の整理ということにすつと進んで行きたい。それで極力この條文に合致するようにして頂きたいと考えております。

○千葉信君 第三十條の關係であります。が、實は郵便法の中にもこういう表現の仕方があつたと思うのですが、「重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができ」とあります。が、貯金の利用を制限したり、業務の一部を停止するやうな重要な業務が貯金業務に外にありませんか。それを伺いたい。

○政府委員(村上好君) 誠に御尤な御質問であります。が、事業全体を眺めて見ますと、これだけではどうしても確保しなければならぬ、これは暫く停止して置いて、他に方法がないわけではないから、これだけは忍んで置かうというの、仔細に吟味すればできて來ると存じております。現在停止して

おりますものは郵便貯金の通常拂渡、この例を取つてみますと、即時拂でも拂渡しができますので、通常拂の拂渡しをやらずとも……通常拂は郵便局、貯金局の原簿を見て新らしく証書を発行して預入者に渡す。預入者が郵便局に又それを持つて行くというふう

に非常に手数が掛かります關係上、そういうものは一時停止するという建前を探つております。その他証券の購入とか、交付、賣却、振替であります。が、現行法では貯金法の中で振替を規定しております。で現在振替加入の制限をやつておりますが、郵便貯金を以て新らしく公債を買つて呉れといったような業務、これは現在今まで保管して

おつた國債の保管の事務、それすら戰災で焼けたらして整理ができていないので、新らしく購入して保管するといったやうなことは暫く止めてはというやうなことで、おのずから我々としては、少くとも從來のものは早く整理し、若しくは貯金の受けとか拂いとかといったやうな直接的なもの、そういう事務は何を措いてもやりたいといったやうな建前からかような規定をいたしましたのであります。

○水橋藤作君 二十七條であります。が、旧法になくて、新しく……拂戻すべき郵便局において現金の余裕のないとき断わるとなつておりますが、新たにこの條項を加えるということには相當の理由もあつたのであります。が、加えられることによつて非常

に一般公衆に不便でもあるし、又信用から行きまして、もう少し具体的に時間的に余裕を呉れるというのならよいが、どの程度までが郵便局に金がないのやら、預つた金は返すのが當然で、拂戻しを受ける人に言わせると當然で、百円でも、ないと言われれば、駄目になるわけですか。この点についてちつと漢としておりますが……

○政府委員(村上好君) 實は現行法におきまして、規則においては貯金の拂渡し余裕のないときという條項が出ておるのであります。それは規則で法律の効果がございせんので、これを法律の中に掲げて明示したわけでありまして、これをやつたために、國民に対して政府の信用を失墜するということはないと思ひます。

○水橋藤作君 それよりも不便に感ずるのですね。それよりも仮りに金高に一定の限度を加えて、それ以上は時間

的にどのくらい待つて呉れ、一日延ばして呉れというやうな行き方で現わした方がいゝというやうに私は感じたので……

○政府委員(村上好君) 或いはそうした現わし方がいゝかも知れませんが、日にちを切るということとは非常に困難なことではございまして、一般に適用される場合にはこういつたやうな抽象的に相成るものと思ひのであります

○新谷實三郎君 只今水橋君の質問に關聯しまして、私もこの條文を讀みまして不審に思つた点があるのであります。大体趣旨は分るのであります。が、郵便先郵便局において現金の余裕がないとき、これは逓信省の側から見ると、郵便局に拂渡すべき現金というものが、絶えず大体のところはいつもあるということを前提にしておられる規定だろうと思ひます。併し非常に不

断と違つて、殊に非常に多くの拂渡があつた場合には、自然に余裕もなくなつて來る。そういう場合には拂渡をしないというやうな趣旨を持つておられると思ひますが、これは内部の取扱ひになりますけれども、實際問題として郵便局に多少の預金の拂出しの多い日と少い日はあると思ひます。それを絶えず調整されて、大体こういうことが起らんやうにされること

が當局としてのとるべき態度だろうと思ひます。そこで都會では銀行から借りるとか、いろいろお話がありまして、田舎に行くとそういう余裕がないという場合には、大体どういふやうな準備をされるおつもりであるか。つまり貯金がどん／＼殖えて行くという場

の事務によつて多額の金に達した。一應現在のうな業務、これは現在今まで保管して一定の限度を加えて、それ以上は時間り貯金がどん／＼殖えて行くという場

合には、むしろ過剰金を中央の方に納められるわけでありすが、どん／＼出て行く、貯金が減少して行く場合には絶えずこういう場合が起るわけでありすが、そういう場合に備えて、通信当局としてどういう準備をしておられるか。この点は大事な問題ですから、はつきりとお考えを伺つて置いた方がよいと思ふのです。

それからそれに關聯しまして、先般郵便法案の審議の際に、通信大臣から、非常に民衆に關係ある法案であるから、それを實際に内部關係ではあるけれども、運送するのに廣く國民の声を反映するような方法をとる。その場合に考えられている方法として、官制によるかよらないかは別として、むしろ國民を主体にしたような委員会のようなのを作つて、その声を絶えず聴きながら運営をして行くというような方針を述べられたのですけれども、この貯金に關しましてはそういうこととはお考えにないものでありましようか。若しそういう問題も、これは貯金局の内部の取扱ひの問題だろつと思ひますけれども、そういう声を聴きながらおやりになりますと、今言つたやうな問題が余程軽減されて来るだらうと思ふのです。その点お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(村上好君) 只今の新谷委員の御質問にお答えいたします。貯金の点におきましては、將來拂渡が殖えた場合、それに対して拂渡の貯金の準備の用意の点に關する御質問でございますが、現在まだ実は余りそういう事態に當面しておりませんので、深く研究はまだいたしてないものであります。現在におきましては資金のルート

がございますので、そのルートを經由して行けば、時日の相違こそあれ御迷惑を掛けずに済んでおるようには考へるものであります。尙現在におきましても高額の拂戻の場合には、事前に公衆から予告をして頂きますならばその日までには資金を調達して、準備をして置くという方法は現実にとつておるのでございす。尙將來拂戻のそのいつたような準備については、これは非常の場合の準備をも御考慮になられたの御質問かと存じます。が、我々としても、その点更に検討を加えて予め考慮して置く必要がありはせんかといふことを考へるものであります。十分研究をいたして置きたいと思ひます。

次に郵便法でも問題になつておるうちに、國民の声をよりはつきり反映させるために、委員会みたいなものを作ることを考へてゐるかといふ御質問であります。貯金につきましては実はまだそこまで考慮いたしておりません。さう御承知を願ひます。

○新谷實三郎君 私も尋ねたのは、別に非常な場合を考へてではない。非常な場合には又それに應じたやうな法律を出しにしなければいけないのであります。不測の場合に、從來でもですね、昨年でありましたか、こちらの方の経過をずっと見ますと、貯金のずつと殖えたこともあつたし、減つたこともあつた。減つたときには問題も起すわけなんです。例へば田舎の局へ行きまして、二、三百円以上のものは、前日とか前々日に予告をしないと出して呉れない、そういう事態が現実に出たわけなんです。併し今日二、三百円くらいのは、郵便局なら當然準備して置くべきだらうと思ふのです。

もつと高額の何百円というものになりますと又別であらうと思ひますが、それもすべて状況を考へておやりになるということになる。これは結局償れまして、郵便電信部内の資金の操作について努力すべきところも努力しないといふことになり勝ちですが、先程も申し上げたように、これは通信省内部においては、こういう資金の調達といふことについては、万全の備えをしてやるのだといふ前提の下に考へなければならぬと思ふのです。今お話を聞くとき、まだそこまで研究されたいとお話ですが、これにつきましては実情は明瞭だと思ふのですが、もつと早く御研究を進めになりまして、そういう事態が普通の場合には起らない、併し異常な拂出しのあつたときには、これに行くより外仕方がないといふやうな程度に実行されるように私は希望するので。

○政府委員(村上好君) 只今の御質問の中に、局で二百円か三百円しか置いて置かなくて、常に公衆に迷惑を掛けようとなつて、これはいつもでも分りきつておることをやつておるのであります。その局では現在の建前におきましては、大体毎日の拂出しの状況を見て資金を準備しろという決めであります。それに、拘わらず非常に資金の準備が停滯しておることは、過失か故意か怠慢かといふことになると思ひます。そういう場合は一般民法の原則に従ひまして、不法行為が成立つかと存じます。その場合はおのずから別と考へますが、一般の場合には、現在でも資金の準備は標準を定めてやるように逐次整備せつてありますから、それで行けばそのときは大抵大丈夫ではないかと、かように考へておるのであります。

○新谷實三郎君 今のお話で、これは別に言葉尻を捉へるわけではないのであります。郵便法を御説明になつたときと違ふところがあるやうであります。その点をお聞きしたい。今のお話で何か取扱いの上で故意又は過失があつたときには、民法の規定によつて、これと別個に損害賠償の規定が適用されるというお話があつたと思ひますが、郵便法のときには私の記憶が誤つておるかもしれませんが、民法の規定も排除されて、郵便法にあるだけの損害賠償の規定で賠償して行くのだといふやうに伺つたやうに記憶しておるのであります。貯金に關しては同じ免責の條文であつて、この他にまだ民法の不法行為に關する規定の適用があるのですか。

○政府委員(村上好君) 郵便法の解釈が多岐に達つたといふやうな御質問でありましたが、政府の説明は食い違ふべきものではないと存じます。郵便法の説明をもう一度見まして、次回にお答ひしたいと思ひます。

○新谷實三郎君 序でにもう一点お伺ひしたいことがあります。それは六十六條の保管証券の價格の決定の問題でございますが、これは現行法にも同じやうな趣旨の規定があり、又規則を見ますと、大体これと同じ趣旨になつております。この「時價を參考として、これを定める」といふことについて伺ひたいのですが、これは「時價に」としてはいけなないのであります。やうか。或いは時價のないもの、こういう証券の時價の決め難いものについて、通信大臣が大蔵大臣と協議して決

めるといふやうな場合を予想しておられるのでありましようか。時價があれば時價によつて決めるのが當然だらうと思ふのですが、時價を參考として決めるというものは、現行法についてもこれはよく分らないところでありまうか。……

○政府委員(村上好君) これは實際に請求された日とそれから實際に交付する日と相當の期日がございすので、その請求と交付の伸縮を取るといふことを從來いたしております。そういう意味の規定であります。

○新谷實三郎君 分りました。

○委員(深水六郎君) 私から一寸お伺ひ致しますが、この法律を施行するに要する経費は如何程でせうか。

○政府委員(村上好君) 割増金附定額郵便貯金創設については新たに三千五百万円程度必要と存じます。

○藤田芳雄君 私、質疑が済みましたから、他に重要なこともあつたやうでありますから、質疑をこの程度で終つたらどうでございませうか。

○委員(深水六郎君) 政府委員から何かお答へすることがあるやうでありますから……

○政府委員(村上好君) 只今免責に關する不法行為の御質問が新谷委員からございましたが、貯金法の解釈といたしましては、先刻私が申し上げた通りであります。従来員に不法行為がある場合には、民法の適用によつて損害賠償の責に任ずる。郵便法の解釈についてはこちらで私は責任あるお答へができませんが、郵便法は多少公法的性格を持つてゐるので、貯金法と説明の異なるものもあり得ると私は考へます。貯金法は只今申し上げた建前を採つております。

○委員長(深水六郎君) 只今藤田委員から、質疑はこれで終了してはどうかという打切の動議が出ておりますが、いかがでございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深水六郎君) それでは質疑はこれを以て打切ることといたしますが、引続いて討論に入りたいと思ひます。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。御意見はございませんか。……別に御意見もないようでございますから、討論はこれで終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深水六郎君) それではこれから郵便貯金法案の採決に入ります。この郵便貯金法案を原案通り可決することに御賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

○委員長(深水六郎君) 総員起立と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本會議における本員長の口頭報告の内容は、参議院規則第四百條によりまして、予め多数意見者の承認を経なければならんことになつておりますが、これは委員長において本法案の内容、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨、討論はございませんでしたか、この表決の結果を報告することとして御承認願ひことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深水六郎君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、どうか

御署名をお願いいたしたいと思ひます。……

〔多数意見者署名〕

○委員長(深水六郎君) 署名漏れはありませんか。本日はこれで散会いたします。

午後二時四十七分散会

出席者は左の通り。

委員長

深水 六郎君

理事

水橋 藤作君

委員

山内 卓郎君

鈴木 清一君

千葉 信君

中村 正雄君

尾崎 行輝君

新谷寅三郎君

堀越 機郎君

藤田 芳雄君

政府委員

通信事務官
(貯金局長)

村上 好君